

平成19年度和歌山家庭裁判所委員会議事概要（第1回）

第1 開催日時

平成19年1月24日（水）午後1時30分～午後4時

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室（3階）

第3 出席者

（委員）

板橋孝志，梅原清子，岡久幸治，奥村申二，小沢泰明，加藤敏員，玉柏ちづる，中村昭子，船越保夫，松原敏美，松本直起，松本雅博，山崎徳子

（五十音順，敬称略）

（説明者及び事務局）

清井首席書記官，安部首席家裁調査官，澤原次席家裁調査官，立花主任家裁調査官，鈴井家裁調査官，杉山家裁調査官，木村事務局長，今井事務局次長，中野総務課長，安達総務課課長補佐

第4 議事（発言者 / 委員長， 委員， 説明者）

1 開会のあいさつ（岡久委員長）

2 新委員の紹介

3 意見交換等

テーマ「少年事件における家庭裁判所の役割」について

(1) 少年事件の手續について

清井首席書記官から，非行等の発覚から更生までの少年事件の手續の流れについて説明が行われた。

(2) 最近の少年事件の特徴と実情について

立花主任家裁調査官から，最近の少年事件の特徴と実情について説明が行

われた。

説明の中で低年齢化ということがありましたが、どのように低年齢化しているのでしょうか。

家庭裁判所で取り扱うのは14歳以上の少年で、児童相談所等で取り扱うのは14歳未満からの少年ですが、児童相談所の職員に聞くと、年齢的に下がってきていると言われます。家庭でのしつけの問題もあるのですが、小学校低学年で駄菓子等を万引きする、年齢が上がるにつれ遊ぶ金欲しさにお金を盗ったり、小学校時代から非行が継続して行われるというケースがあるようです。家庭裁判所では中学2年生以降が対象となります。中学2年生が低年齢とは言えませんが、年齢が若くして非行を行う少年の指導等が難しいケースが多いです。

普通の子供であればいたずら的な非行でとまると思うのですが、家庭裁判所の審理の対象となる非行へと進む少年との違いというか、その理由、原因や事情背景などについて、何かパターン化されたものはありますか。

いたずらで終わるのか、非行に至ってしまうのかについては、結論的には環境と本人の問題が絡み合っていると思います。育っていく中で価値観や考え方が醸成されていきますので、家庭の中で、大人がこれは間違っているということを教え込むことで良心が徐々に形成していくと思います。大人がゴミをポイ捨てするとか、平気でルールを破るようなことが身近で当たり前に行われていれば、子供たちは、これは許されるものと錯覚するだろうと思います。子供たちの良心を形成する上で、大人の果たす役割が大きいですし、良い友達関係を得て成長を遂げることも重要です。また、子供たちに、これはダメだということを教えるだけでなく、自信を与えて良いものを伸ばしていく力をつけていけば、道を誤らないと思います。良心の形成は、^{がいし}碇子の形成が大事であるという研究発表があります。つまり、犯罪、非行から絶縁できる力となるもの、それが良心であり、漏電などを防ぐための電柱にある碇

子に例えられると言われています。

最近では、子供たちのまわりに誘惑するものがいっぱいあるという状況に変わってきているところ、良心によって規範というのがしっかりと教えられていけば良いのですが、家庭や社会の中でそういう状況の変化に対してきちりと対応できていないということがあると思います。

和歌山県の不登校数は全国でトップクラスで、暴力事件も4位か5位くらいですが、非行事件についての地域的な特徴というのはありますか。

校内暴力等について学校が家裁もしくは警察へ報告されるのか、教育委員会にどの程度報告されているのかわかりませんが、私の他の家庭裁判所での経験などから言えば、どこの中学にも1人から3人程度のやんちゃな生徒がいて、その子のみならず、他にもグループがいるというのが、どの府県でも当たり前でしたので、和歌山県が他府県と比べて粗暴的という感じは持っておりません。不登校の子供については、統計上、意識をしておりませんでしたので、申し訳ありませんが、お答えしかねます。

和歌山県内での地域的な特徴については、具体的な数字を統計ではとっていません。和歌山家裁では、本庁と田辺支部、新宮支部で少年事件を扱っています。ある中学校の先生は、近くにコンビニもなく、スクールバスで往復するだけで、非行の無感染状態で高校に進学したら、コンビニとかゲームセンターとかがあって、そこで段々と悪いことを覚えていくと言っておられ、高校を卒業すれば、和歌山市や大阪まで来て悪いことをするので、逆に、どのように指導したらよいかと質問されます。平成16年の全国での少年院送致は5,200人(非行の人数の割合で全体の6.3%)くらいで、16人に1人くらいですが、同年の和歌山では、少年院送致決定をしたのは26人(3.0%)です。少年院送致の率は年度によって少しずつは変わりますが、そう大きくは変わりません。大阪は少年院送致が569人(10.17%)で、奈良は4%くらい、大津も3%くらいですので、近畿では大阪が飛び抜

けてひどい状況です。

和歌山県内でも大阪に隣接した地域では、毎年、非行の発生率が成人を含めて多いです。大阪市内までの交通の便がよく、大阪からサラリーマンの方々が住宅を構える新興住宅街のある地域では、人口が増え、色々な文化が混在し、非行が起こりやすい状況があるとも言えると思います。

塾で中高生を教えている経験の中で、生活が荒んできたなあと感じる子供のことを聞くと、親が離婚して転校したとか、そういうことが頻繁にあります。子供たち本人に聞くと、親の愛がほしいと言います。一方、幼稚園の園長の話では、家庭での養育力が低下してきていると言われます。親も愛されたいという思いがあったりとか、生活が苦しいという経済的な事情もあると思いますが、家庭環境については、どのような対策がとられているのでしょうか。

当然のことですが、子供が悪いのは親にも問題があることがかなりあります。子供だけを矯正、指導していくのではなく、例えば、保護観察という制度を後ほど説明させていただきますが、子供を中心として親への働きかけをしたり、少年院でも少年だけを更生させるという視点では足りないので、保護者に対して働きかけるという視点を取り入れたプログラムに変えていこうとしています。

(3) 非行理解をふまえた対応のあり方について

澤原次席家裁調査官から、非行理解をふまえた家庭裁判所の対応のあり方について説明が行われた。

少年らは、同じような行為をした場合であっても、親の監護力の違いで自分たちの処遇に差が付いていると思っていることがあって、親に恵まれなかったことから重い処分になっているという思いがくすぶっています。

家裁調査官としては、同じような行為をした場合であっても、謝罪や被害弁償をきっちりとやるような姿勢を持っている親と、そういうことは何もせ

ず子供のことも何もしないという親がいますが、補償をきっちりとできる監護能力のある親、あるいは、これを子供かわいさに何でもする親という見方もあると思いますが、とにかく、色々な見方をして親の指導の中で社会の中で処遇できるということならば、社会の中での処遇を考えやすいと思います。逆に、子供のやったことが悪いし、子供に責任を取らせて親は何もしないという場合には、親にその少年を任せてよいのか、その少年自身の力を身に付けさせなければならぬということ、少年院の中で訓練を受けて自分の力で生きていく力を身に付けていくのがよいかと考えて、少年院にお願いすることを考える場合もあります。もう一つは、そういう親だと分かった上で、保護観察として親への指導もきちんとやっていただきたいと、少年に対しても同じように指導をお願いしたいということを考える場合もあります。

少年を取り巻く環境という面から見ると差があると言わざるを得ないように思いますが、そこは難しいところです。そのことそのものが少年の更生という面で問題になるということがあるのでしょうか。

少年にそのように思わせないのが保護観察所の仕事ですので、親に対する不信感につながらないように指導しております。ただ、共犯の少年で、少年院送致になる少年とそうならない少年とに分かれる場合があって、例えば、A少年の親は謝罪や被害弁償に走り回って、B少年の親はそうしないときに、少年としては、それが処遇の原因ではないかと思ってしまうことがあります。

少年たちの環境面を考えたときに、親の更生を考えた方がよいケースが多い場合があるように思いますが、一般的な対応として親に対する取り組みについて、説明してください。

保護者に対する措置については、少年法に定められています。具体的な例としては、保護者に対して、少年院にきちんと面会に行くようにとか、被害者に対する弁償に努めるように指導したり、保護観察中の少年が進学を希望しているのに保護者が経済的な理由で反対している場合にきちんと進路につ

いての相談に乗るよようにということで措置をしたことがあります。

少年の環境という面では、家庭内と家庭外とがあって、家庭外においては友達関係があります。グループ集団の中で少年たちは互いに依存していて、上下関係で上の者から言われると悪いこともやってしまったり、集団心理でやってしまったりすることがあります。そういう面での教育的な指導は難しいと思うのですが、少年非行の状況はどのようなものでしょうか。

少年院送致となった場合の事件についての共犯と単独犯との割合ですが、昭和57年では単独犯で少年院送致となったのは50%くらいで、共犯で少年院送致となったのも50%くらいでした。それが、単独事件が減ってきて、平成12年では共犯で少年院送致となったのは70%となっていますので、少年事件では共犯で大変悪いことをしているという状況にあります。仲間での共犯関係が大きいと言えます。14歳から17歳くらいまでの青年期は、家族関係も重要ですが、家庭から独立して友達関係や社会関係をきちんと築いていくのが重要な時期と言われています。14歳、15歳の少年の年間の窃盗事件の検挙率は、昭和29年生まれの者では7.7%で、20歳になると2.8%となっています。一番多かった年である昭和42年生まれの者で14歳、15歳のときに21%で、20歳になると1.7%となっています。14歳から17歳までの少年は確かに悪く、窃盗も多くしているが、大人になっていくと段々と減っていきます。ただ、大人になって多い事件というのは、殺人とか強姦とか凶悪事件です。そういう仲間に対してどういう指導をすればいいのか、段々と仲間から卒業してきちんとした社会人となって窃盗事件を起こさないように、それ以上に凶悪事件に結びつかないような指導をどのようにするかということ、これまでも考え、これからも考えていかなければならないと思います。

(4) 和歌山家庭裁判所での取り組みのあり方について

鈴井家裁調査官及び杉山家裁調査官から、和歌山家庭裁判所での取り組み

についての実情報告が行われた。

新しい試みとして、保護者会や和歌山城における清掃活動を行っているということですが、これに関与している裁判所の職員は家裁調査官ですか。

担当の家裁調査官が中心となって、調査活動の中で家裁調査官も少年たちと一緒に清掃を行っています。

家裁調査官がそういった活動をされて、調査報告書に書かれて裁判官に報告され、あるいは、裁判官が審判手続の中で少年に話を聞かれたりして、裁判官としても審判の参考にされているのでしょうか。

事実関係に争いがあれば、家裁調査官に調査を命令するとともに、審判期日を開いて少年に話を聞くということをするますが、事実関係に争いがなければ、家裁調査官の調査に基づいて家裁調査官と適宜カンファレンスをしながら十分な情報を得て、最終審判の段階では処遇について結論を持った状態で審判を開きますから、それで心証が大きく変わることはなく、むしろ、それを確認の意味で審判を行って、その場で結論を告げているのが審判の実情です。また、審判を開いて、かちつとした場で少年に審問をして少年に振り返りをさせることがある意味で教育的な役割を果たしています。

家庭裁判所でボランティアという形として清掃活動などを行うのがこれからも続くと思いますが、ボランティアというのは、本当に自主的な気持ちで参加するのが本来のボランティアであって、罰とか罪とかということさせものではないと思います。ボランティアを教育的な指導として行っていることの位置づけについて、御意見をいただきたい。

学校でも同じようなことがあります。ボランティアと呼ぶかどうかであって、社会奉仕活動と呼べば特に引っ掛かるところはないと思います。非行して仕方がない高校生が、老人福祉施設に行って本当に役に立って涙を流して喜んでもらったという経験が良い転機になるということがよくあるので、そういうことを気にされず、どんどん活動されたらよいと思います。

保護観察所においても同じようなことを行っています。保護観察所によって扱いが違ふところがありまして、社会奉仕活動をすれば保護観察として終了するとしているところもあります。参加しないなら不利益になるという意識であれば行うべきではないと思いますが、将来に向けて自分のためになるという動機付けが上手くできて活動によって成功すれば、これはすばらしいことであると思います。

少年法の制度として、家庭裁判所が先駆的に活動を行って来て、それが波及してきているという実例も結構あります。家庭裁判所の交通講習が保護観察所の交通短期保護観察という形で導入されております。社会奉仕命令は、法制度上できません。刑罰に代わる社会奉仕命令が諸外国で導入されてはいますが、そういう時代の流れになってきていると思います。

有識者会議でも提言されていますが、成人の方が早く実施されるかもわかりません。

発達障害について意見を述べたいと思います。一つは、当事者の意見と親からの視点からですが、発達障害と凶悪犯罪とを直ぐに結びつけるような取り上げられ方をしていると思います。取り調べの際に、コミュニケーションができていのかどうか分からないようなものが漏れ聞こえてくる場合があります。例えば、「誰でもよかった。」とか「死んでも仕方がないと思った。」とか、確かにそういう言葉自体をその人が発したかもしれませんが、いろいろな文脈の中でその人の思いがあったり、誤解されて出てきた言葉だと思います。それをマスコミで取り上げられると、直線で結びつける考え方をされるのではないかということについて、とても危惧されています。この頃、ワイドショーでも発達障害が取り上げられるようになってきましたが、アスペルガーの人が収容されているイギリスの拘置所に取材に行って、こういうトレーニングをすれば、こう復帰できますという取り上げ方をされることがあります。医療少年院などの矯正教育が万能のように取り上げるマスコミもあ

ります。どのように障害を捉えるかについては意見が分かれているところですので、このプログラムをすれば、必ずこうなるということはないと思います。プログラムを持ってくれば終わりということではなく、刑に服して出てきた後のことも重要ですし、長い視点で見てその人とどういう関係で関わっていくのかを考えていっていただきたい。

最近、発達障害が取り上げられてきて認知度が上がっていると思いますが、行動が突発的であったり、理解しにくい行為だったりするが故に結びつけられやすいということがあると思います。しかし、彼らの犯罪率というのは一般人口と比較してずっと低いのです。家裁調査官の経験でどれくらいの割合で事件として関わったのか教えていただきたい。

割合としては非常に少ないと私自身も考えています。確かに理解しにくい部分を持っているので、我々としても精神的な部分を的確に捉えるために少年鑑別所における心身の鑑別とこれに加えて精神鑑定をここ5年間で2例依頼した事例があります。マスコミが一直線に結びつけていく情報が一人歩きすることがありますので、ドクターは、少年は発達期にあるので断定的な診断は難しい場合が多く、病名を付けるにあたっては病名が一人歩きすることもあるし、個人によって表れ方が違うので、病名を慎重に付けていきたいと述べておられました。

裁判所は、報道からの情報で処遇を決めたりするということではなく、家裁調査官の調査や鑑定などによって進めていくので、その面では問題はないと思います。ただ、事例も少ないですし、的確な対応となると、これからも考えていかなければならないと思います。

発達障害は、今まであまり取り上げられてこなかったのが、最近になって一挙にマスコミに取り上げられて、あまり理解されないまま被害があると考えられるのが問題であると思います。障害がどのように関係があるのかについては、表れているのは少ないということですが、もう少し関係があるよう

に個人的には思います。教育の問題でもありますし、マスコミの問題でもあります。これからの問題であると思います。

4 次回の委員会の開催日時について

次回の委員会の開催日時を平成19年7月4日(水)午後1時30分から午後4時までとすることが決定された。

5 次回の委員会の意見交換テーマについて

次回の意見交換テーマを「参与員制度の活用について(人事訴訟)」とすることが決定された。

6 退任予定の委員からのあいさつ

5月26日をもって退任する各委員からあいさつがされた。

7 閉会のあいさつ(岡久委員長)

以上